

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「マネーパートナーズ 店頭商品デリバティブ取引約款」新旧対照表

改訂日：平成 27 年 7 月 25 日改訂

旧	新
<p>第 9 条 入出金</p> <p>(1) お客様は、CFD-Metals 取引を行うにあたり、マネーパートナーズの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。当該金融機関の口座への証拠金の入金をマネーパートナーズが確認し、入金処理を行った後にパートナーズ FX 取引口座内の未使用預り金として当該入金が反映される。金融機関から直接 CFD-Metals 取引口座への振込入金は行なえない。</p> <p>(2) 前項の入金は、お客様の事前の選択により、自動的に CFD-Metals 取引口座またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。また、未使用預り金へ入金した後、CFD-Metals 取引口座またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。</p> <p>(3) 金融機関における処理の遅延等もしくは着金の確認に時間を要したこと、マネーパートナーズにおける入金処理に時間を要したことまたは未使用預り金に預け入れた場合に CFD-Metals 取引の証拠金として計算されないことにより生じたお客様の損害につき、マネーパートナーズは一切の責を負わないこととする。</p> <p>(4) お客様がお客様の出金依頼は、会員専用サイトの出金依頼メニューを利用して行い、パートナーズ FX 口座の未使用預り金より出金される。出金に係る手数料については、マネーパートナーズが別途定める額とし、未使用預り金から差し引くこととする。その他、出金に関する事項はパートナーズ FX に係る契約約款等によることとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第 10 条 証拠金の返還</p> <p>お客様がマネーパートナーズに預託している CFD-Metals 取引の証拠金の額が、預託すべき証拠金の額を超過する場合、お客様は当該超過する額の全部、または一部をパートナーズ FX 口座の未使用預り金等へ振替・移動することができる。CFD-Metals 取引口座内の証拠金は、CFD-Metals 取引口座から直接返還請求することができない。</p>	<p>第 9 条 入出金</p> <p>(1) お客様は、CFD-Metals 取引を行うにあたり、マネーパートナーズの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。当該金融機関の口座への証拠金の入金をマネーパートナーズが確認し、入金処理を行った後にパートナーズ FX 取引口座内の会員残高(未使用分)として当該入金が反映される。金融機関から直接 CFD-Metals 取引口座への振込入金は行なえない。</p> <p>(2) 前項の入金は、お客様の事前の選択により、自動的に CFD-Metals 取引口座またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。また、会員残高(未使用分)へ入金した後、CFD-Metals 取引口座またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。</p> <p>(3) 金融機関における処理の遅延等もしくは着金の確認に時間を要したこと、マネーパートナーズにおける入金処理に時間を要したことまたは会員残高(未使用分)に預け入れた場合に CFD-Metals 取引の証拠金として計算されないことにより生じたお客様の損害につき、マネーパートナーズは一切の責を負わないこととする。</p> <p>(4) お客様がお客様の出金依頼は、会員専用サイトの出金依頼メニューを利用して行い、パートナーズ FX 口座の会員残高(未使用分)より出金される。出金に係る手数料については、マネーパートナーズが別途定める額とし、会員残高(未使用分)から差し引くこととする。その他、出金に関する事項はパートナーズ FX に係る契約約款等によることとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第 10 条 証拠金の返還</p> <p>お客様がマネーパートナーズに預託している CFD-Metals 取引の証拠金の額が、預託すべき証拠金の額を超過する場合、お客様は当該超過する額の全部、または一部をパートナーズ FX 口座の会員残高(未使用分)等へ振替・移動することができる。CFD-Metals 取引口座内の証拠金は、CFD-Metals 取引口座から直接返還請求することができない。</p>
<p>マネーパートナーズ 店頭商品デリバティブ取引約款改訂記録 (追加)</p>	<p>マネーパートナーズ 店頭商品デリバティブ取引約款改訂記録 平成 27 年 7 月 25 日改訂</p>